

第六回参議院農林委員會會議錄第三号

昭和二十四年十一月二十二日(火曜日)
午後二時一分開会

委員の異動

本日委員濱田寅藏君辞任につき、その補欠として小川久義君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○貸種供給に関する件

○理事(石川準吉君) それではこれから委員会を開きます。

本日はこの前に御審議を願いました家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして御審議を願います。

(理事 石川準吉君退席、委員長着席)

○藤野繁雄君 我が国の農業の維持発達を図るためには、家畜の導入が先決問題であると考えております。然るに家畜の価格は昂騰いたしまして、家畜を導入することが非常に困難な状態になっておるのであります。若し不幸にして伝染病によつて家畜を失うようなことがあつたならば、家畜を再入手することは非常に困難であるのであります。こういうふうな状態であるのでありますから、今回家畜伝染病予防法の一部を改正されて、手当金を増額せられたということは喜びに堪えないのであります。ただ、増額せられたところの金額が、私などが考えておつたよりも少額であるということは遺憾に堪えないのであります。その増額せら

れたところの手当金と、家畜共済金との関係について検討いたしましたならば、手当金が増額せられた割合に農家の手取金が少いということ、これは伝染病予防法と家畜共済との関係に、何らかの計算方法を改める余地があると認めるのであります。私は従来の三万円であつたのを九万円まで上げたのでありますから、これに正比例して、農家の手取が多くなるように政府の方で考慮せられたいと思うのであります。この点について政府の意見を承りたいと思うのであります。

○委員長(補見義男君) それじや一応計算上の問題もありますから、説明員に説明させますから御了承下さい。じや保険課長の方から……。

○説明員(庄野五一郎君) ちよつと御指名によりましてお答えいたします。

今藤野委員から御質問がありましたように、従来の保険の方で共済金を支拂います場合は、従来は殺手当の分を残存価格計算の中にそのまま入れて残存価格計算の中にそのまゝ支拂合を控除して、それに共済金の支拂割合を掛けて共済金を支拂うということになりました。殺手当の分だけ農家が共済金を支拂う場合に少く貰うというような関係がありまして、今御質問のようになつておつたやうなわけであります。それが、それに方法を改めることにしようと思つております。それは只今のところでは、農業災害補償法の施行規則の第三十一條によりまして、法令の規定によつて交付を受ける手当金、補償金等の全部又は一部を差引いた残額を、

残存価格とすることができるといふことになつておりました。従来までは全部を差引いておつたわけでありましたが、今後は一部を差引いて農家にこの殺手当が増額された利益を均等にさせた、こう考へておるわけでありまして、それで、例えばここに牛馬の、価格九万円の牛馬が殺処分を受けたといたしますと、手当金は九万円の三分の一の三万円ということになるわけでありまして、これでこの九万円の牛馬に保険が最高の範囲で入つておつたといつたしますと、丁度最高範囲は十分の八、いわゆる八割まで、七万二千元まで保険が入ることが出来るわけでありまして、七万二千元の共済金額が支給されるわけでありまして、従来の方法で行きますと、九万円の価格から殺手当の三万円をそのまま引いて、その十分の八という支拂割合を掛けて、四万八千円を共済金額として農家に支拂う関係になるわけでありまして、今後はその差引きます殺処分の手当の三万円の一部を差引いて、農家に共済金額を支拂うということにしたいと思ひます。そうしてその限度は、保険といつたしましては、機能といたしましては、農家の牛馬によつて實際蒙つた実損害を補填するといふことが目的でありまして、実損害以上に保険金を支拂うといふことは保険の原則に反します。こので、保険金共済金にプラス殺処分が九万円を越さないようにしたい、こういう関係で、従来四万八千円を拂つておつたのを今後はそういう場合に、

は、共済金としては六万円を支拂つて殺手当三万円、合計九万円が農家の方に行くようにしたいと思ひます。

○藤野繁雄君 只今の説明によつて大體了承したのでありますが、今御説明の通りに、直ちに実行ができるように、政府の方において適當の措置を講じて、その結果を本委員会に御報告をお願いしたいと思ひます。

次に私は、牛馬が不時の災害のために、殺処分をせなくちやできないような場合が起つた際の、農家の損害が非常に大であるのでありますから、これについてお伺ひしたいのであります。

それは病気でなくして、或る事情のために牛馬が負傷をし、殺処分をせなくちやできないというふうなことになる場合は、その肉も皮も相当価格に販売ができるのであります。然るに現在においては、こういうふうな場合の農家の手取といふものは、殆んど運賃のみにあつて、それで皮及び肉が相当に売れるにも拘わらず、現在のようないやうな方であるといふことは、これは中間におる者に利益を壟断せられてしまふのでありますから、これが救済策を講ずるのは、政府が当然執らなくちやできないところの措置と考へるのであります。こういうふうな場合の救済策について、政府が考へあつたならばその意見を承りたいと思ひますのであります。

又現在の原皮の値段は皮革製品の価格と比較したならば、非常に安いのであるが、この原皮の価格は現在よりも値段を上げる方法を政府は考へておられるかどうか、又現在原皮の値段は適当であると考えておられるかどうか、これをお伺ひしたいのであります。

次に馬匹去勢法が廃止の結果、去勢頭数が従来と変化があつたかどうか、若し減少しているというふうなことがあつたならば、その去勢頭数の減少したところの理由はどこにあるか。馬匹去勢法が実施されておつた場合には、去勢によつて死亡したところの馬匹に対しては政府は損害を負担しておつたのであるが、去勢法の廃止と同時にその損害を政府が負担せないようになつたために、去勢の頭数が減つたのではないかと、若しそういうふうなことがあつたらば、馬匹改良上非常に障害を来すと思ふのであるが、去勢法廃止後において去勢したところの馬匹が死んだ場合において、これを救済するところの策を政府が考へておるかどうか、考へていなかつたならば速やかにその方策を研究して貰ひたいと思ひますのであります。

○政府委員(山根東明君) 只今の御質問に私からお答えいたします。第一の、測らざる事故によつて家畜を屠殺しなければならなかつた場合の肉や皮の利用の問題であります。現状におきましては、お話のように多くの場合、肉商なり皮商なりにいわゆるたたかましまして、非常に畜主としては不利な取引をせざるを得ないやうな実情であ

ると、私共認めておるのであります。これを改善することは、お話のように非常に必要なことだと実は考えておるわけでありまして、実は遺憾ながら屠場の関係の所管が私共の手許にないのでありまして、これは厚生省の所管になっております関係上、厚生省にもこの問題につきましては、常に善処方を私共の方から要望しておつたところでありまして、厚生省といたしましては、実は遺憾ながら法制その他を以て強制的なそういう取引改善の措置を講ずることはなかなかむずかしい、困難であるといふようなことを言つております。そこで私共としましては、こうした現状が畜主に対して非常に経済上不利でありまして、延いては畜産振興上も面白くないわけでありまして、これらの点につきましては、畜主の、何といひますか、その面における畜主の力を強くするような指導啓蒙という点で、私共のできるだけの力を注いで行きたい。具体的に申しますならば、協同組合等の共同の力で、そういう問題も或る程度改善できるのではないかと、こういうふうな考え方は考へておるわけでありまして、現在のところこの取引を何らかの法的な強制措置で以て改善して行くことにつきましては、現在のところ具体的な考へ方を持つていないような事情でございます。

第二に、原皮の価格が皮革製品に対して非常に割安であるというお話は、実は私共も認めておるのであります。実は私共がいろいろ物資を統制いたしております中で、皮革の関係の統制は最も困難なものの一つであるといふうな感じがするのであります、い

ろいろ手を代え、品を代えまして手段を考え、この統制をやつて参つておるのであります、なかなか実は統制がうまく行かない事情であります。そういう意味で皮革製品も御承知のように、すべてが統制によらないで闇に流れて、製品が市場に氾濫しておる。それらのものから較べますと、如何にも原皮の価格は不当に安過ぎるという、こういう事情になりまして、これはこの際きつぱり統制を止めるか、或いは更にもつと進んだ、皮革製品につきましても、こうした現状でないように統制を強化するかというところにつきましても、国内の関係各方面と、先頃来実はいろいろ相談をいたしておるのであります。相談をいたした結果は困難な統制であるか、それ程実は困難な統制ではないか、そういうふうなわけでありまして、現在闇の皮革製品と較べて原皮の価格が安過ぎること、私共も認めておるところであります。仮に統制が我々の所期する如く参りますならば、原皮の価格も皮革製品の価格も、一つの釣合の下に定められておるわけでありまして、更にそれが他の物資に較べましても、私共としましては、定められた公定価格は、一応他の物資との均衡も取れておるというふうには考へておるわけでありまして、必らずしも他の物資に較べて現在安過ぎるが故に、これを直ちに改正するといふような考へ方はいたしていいのであります。

るようであります。そのために馬の改良上非常な支障があるのではないかと、いう点につきましては、必ずしもそのために特別な支障を来してはいないかと考へております。法律が廃止になりましてから、去勢に關連しまして、そういうふうな問題が起るであらうといふことは、私共としても懸念するところでありまして、この問題につきましても、開業獣医師を十分機会ある毎に教育いたしまして、弊害のないように計らうて行きたい、かような考へで今日進んでおるわけでありまして、お話のように去勢によつて斃死したし、また今日進んでおるわけでありまして、規定されておつたのであります。法律廃止後今日では、これに対する手当は渡してないのではありません。ただ保険の共済金の支給は、これには当然に入れるわけでありまして、私共としましては、去勢による斃死手当を今後復活することにつきましては、現在のところ考へておらんのであります。

それは、先般食糧供給關係でしばしば明らかにされたことではあります、明年から約三百七十五万トンの小麦等が輸入されることになるわけでありまして、これは今迄の過去の輸入量に比べて、百数十万トンを越す非常な大量なもので、私共日本人としては、戦争以後不足な食糧を外国食糧によつて助けられて来たことは、勿論これに対しては感謝しておりますが、又今後とも、不足食糧が輸入されることを拒むべき理由は聊かもないわけでありまして、併しなから、最近の統計を見ますと、アメリカ、豪洲、アルゼンチン、カナダ等が、例えば昨年度において、小麦の生産額が戦前の十四、五億ブッシェルに対して、約二十億ブッシェルの生産額を挙げ、約四割の生産増になつており、且つタイ国あたりにおきましては、本年度約百数十万トンの輸出が可能になつておるといふ現状であります。それにより日本への米の割当が、本年度約十六万トンと予定されておりますけれども、これが将来自由貿易になつて、日本へどんどん入つて来るといふような事態が起つた場合を想像いたします場合に、日本の農業の将来について非常に大きな問題が起ると思ふのであります。一説には、日本を徹底的な高度工業国家にして、外国から入つてくる食糧は、いくらでも歓迎していくという考へ方もありますけれども、大体輸入食糧が、日本の貿易の中で最も大きな幅を占めておるといふことを考へます際に、出来る限り自給をすべきである、しなればならぬ、そういうふうな考へられるわけでありまして、こういう際に、

先般私が緊急質問の際に、農林大臣にお尋ねした農地制度の改革の問題の將來についても、關連するわけでありまして、私共は單に農地改革が、所有權の移動問題をめぐつて、それで解決されることは考へておらないので、むしろ農業生産の増強の面に、積極的に政府が國家資本をむしろ投下して、農地の改良、或いは農業技術の改善等に徹底的な施策を講じなかつたならば、現在ではもとより外国輸入食糧の価格の方が高くありますけれども、恐らくこれが自由貿易の時代になり、食糧割當制が廃止されて、更に自由な状態が来した際に、日本農業に加えられる圧迫といふものは、相当顯著なるものがあると思ふのであります。こういうことを考へますときに、どうも農林予算において見られる、そういう積極的な施策といふものは極めて乏しいように考へられるので、むしろ今日から將來のそれらの点を予見して、昭和二十五年度予算においては、徹底的に農業生産の推進に要する費目を増額すべきであるといふように考へられるのであります。この問題について、大体日本が自給状態で行くのか、或いは、それとも高度工業國家にして、食糧の輸入、外国から、どつから入つて来ようとも自由であるといふ、そういう考へ方で行くのかというところについては、先日来し、本会議場で論議されたところでありまして、どうもその辺はつきりしない点があると思ふのであります。これに対しては農林大臣はどうか、一度更に詳細に御意見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(森幸太郎君) 答へいた

て、これによつて考へて行くといふことは、よほど危険なものがあるのではありません。相対的に凶作といふことも考へて、食糧事情を持つて行かなければならぬ。かように思つておるわけでありませう。

○岡田宗司君 只今のお話によりますと、甘藷、馬鈴薯、芋類の統制は大体撤廃されるようになって、併しながらこの若干量は来年度も買上を続けるというところでありませう。今のお話から伺いますと、大体これは配給食糧には組さないといふふうに私共には受取れたのでございませうが、来年度政府が買上を続ける芋類については、これは工業用原料として使用するといふふうに考へてよろしいのであります。

○国務大臣(森幸太郎君) 工業原料としては、政府が生産地と加工設備との結び付き、そして加工設備の生産いたしました加工品、第二次と申しますか、第三次と申しますが、この加工とを結び付けるといふ施設をいたしまして、この芋といふものの農村工業的な立場を有利に導いて行きたい、かように考へておるのであります。先程申しました芋は、日本の主要食糧の一環として考へて行きたい。これは食糧特別会計の予算を今編成中でありませうので、果して実現し得られるかどうか、この予算の編成と相俟つて考へなければならぬのであります。主要食糧の分として甘藷で約四億貫、馬鈴薯で一億五千万貫これだけを予定いたしておるのであります。御承知の通り日本の或る局部に行きますと、殆んど芋といふものを主食としておる地方もあります。又家庭の事情におきまして、子供の沢山あるような家庭におきまし

ては、芋といふものは非常な都合の好い食糧でもありますので、これを或る程度食糧として、僅か九月、十月、十一月、十二月、一月と、この五ヶ月の間であります。或る一定量は主要食糧として配給するといふことが、日本の食生活の事情に合ふのではないかと考へておるのであります。これは今特別会計の予算編成中でありませう。若しその予算の編成によりまして、或いは主要食糧として芋類を取扱うことができないかも知れませんが、政府といたしましては、是非とも今申しました僅かな量でありますので、主要食糧としてこれを確保して行きたいと、かように考へておるわけでありませう。

○岡田宗司君 そういたしますと、現在のところでは、甘藷四億貫、馬鈴薯一億五千万貫程度は、主要食糧として確保して行きたいといふことであります。が、他の十数億貫に上る甘藷並びに馬鈴薯は、工業原料に充てられることになるわけですが、それに対して設備、或いはそれに相応するところの生産が上り、そしてそれがまあ販売されなければならぬわけですね。それらにつきましてですね、この十数億貫の芋を消化できるだけの設備が直ちに拡張され、又それによつて生産される商品が消化される、そういうことについて政府はつきりした見通しを持つておられるか、その点について伺いた

しましたが、実際はそう生産されておらなかったやうであります。これはまあいろ／＼気候関係もあつたやうであります。が、今日日本におきまして相当權威ある調査によりまして、食糧を合せまして二十億貫だけの甘藷は、これを完全に利用し得られる途があるといふことがつきりいたしておるのであります。

今日まで芋の加工が個人経営或いは組合経営、会社経営等によりまして、ばら／＼に各地に散在いたしておるのであります。これが甚だ不統制でありますので、これを生産地と加工設備とを結び付けて、そしてやりま

○岡田宗司君 そういたしますと、現在程度は、甘藷四億貫、馬鈴薯一億五千万貫程度は、主要食糧として確保して行きたいといふことであります。が、他の十数億貫に上る甘藷並びに馬鈴薯は、工業原料に充てられることになるわけですが、それに対して設備、或いはそれに相応するところの生産が上り、そしてそれがまあ販売されなければならぬわけですね。それらにつきましてですね、この十数億貫の芋を消化できるだけの設備が直ちに拡張され、又それによつて生産される商品が消化される、そういうことについて政府はつきりした見通しを持つておられるか、その点について伺いた

心だと思ひます。

そこで私のお尋ねしたいのは、ドツジ氏が日本に参りまして、財政の大建直しをしようとしておられるように聞いております。これは御承知の通りであります。が、いろ／＼と見てみますと、我が国の農業経営、それに伴います主産物の生産費は、ここ数年の間に実に目まぐるしく變つて参りまして、これでは日本の農業は必ず大恐慌に迫られる、窮地に陥れることが、火を見るよりも明らかだと思つております。これはドツジ氏に日本の農業の現状をよく認識して貰ひませんか、何を

見てもさうばり願はれるものじやないものであります。政府はいろ／＼努力をいたしておるとは存じますが、この際ドツジ氏に日本の農業といふものを十分に認識して貰ひますように、政府は一段と努力をして貰ひなければいかんと考へております。我々議員もドツジ氏に会つて、その事情を十分に訴えなければならぬと思つております。私は農業が恐慌に迫られ、大窮地に迫られますと、農業ばかりじやないのであります。日本の農業がかういふ事態になりますと、中小商工業も必ずそのあとを追つて来ると思ひます。ズレがありますから、時間的にはまず一番に農業が窮地に迫られましようが、そうなりますと中小商工業も追込まれます。大工業もそれに似て迫られて来ると思ひます。これは実に大事なことでありまして、ドツジ氏のやつておられます計画如何によつて、興亡の岐路に立つて来ると思ひます。大臣も御努力なさつておりましようが、尙一層十分にドツジ氏に日本の現状を認識して貰ひますように努

力願いたいと思ひますが、如何でありましようか。お伺ひいたします。

○国務大臣(森幸太郎君) 誠に御尤もな御議論でありまして、全国の六割を占めております農業が力弱しと雖も消費の非常な大きな材料でありませうので、農業が榮えなければ、中小商業が榮えて来ない、こゝういふ結論になりますので、農業が榮えて行くか行かないかといふことは、結論において我が国のすべての産業が榮えるか榮えないかといふことになるのであります。今日我が日本の再建が輸出貿易によつて行かなければならぬといふことに、余り力が行き過ぎまして、そしてこの国民の生活の基礎を持つておるところの原始産業に対しての考へ方が、やや疎かに見られるやうであるのであります。何分商工業は派手な仕事であります。少しの動きでも目に立つておりますが、農業は誠に地味な仕事であります。甚だ表に現れて来ないのであります。ドツジ氏の考へ方も、日本の再建は貿易を主として行かなければならぬといふ方針を持つておるやうであります。が、従つてその貿易を現実に行ふのがつちりとしておらなければならぬといふことに結論されますので、お述べになりましたやうに、政府といたしましては、日本の工業が農業の基礎に立つておるといふこと、すべからず日本は農業を以て国の基となすと言つたごとくに、農業者が大多数を占めておる国柄といたしましては、ドツジ氏の政策に対しましては十分了解をせしむるやう、政府といたしまして今後とも努力をいたしたいと存じます。今日までも農業につきましては、

認識を高めるための努力は継続して参つたわけでありますが、今後におきまして、一層御説のごとく農業の重要性を認識さすように努力いたしたいと考えております。

○板野勝次君 先程岡田委員の質問に答えて、食糧輸入の計画が、来年度は三百一十万吨ですね、その三百一十万吨、これの中でガリオアで来る分と、それからコーンシヤル・アカウンで来る分との数量別、勘定別の見込は分りませんか。

○国務大臣(森幸太郎君) 今材料を持つて来なかつたのでありますが、大体予想はついておるわけでありまして、数字を記憶いたしておりません。それでいずれ又後の機会にお答えいたします。

○板野勝次君 その勘定別と同時に、来年度だけでなく、何ヶ年間の、例えば三年とか四年とか将来の需給の見通しから来る輸入計画、そういうものをお持ちなら、この機会に伺いたいと思います。

○委員(梶見義男君) 板野さんに申上げますが、今の問題は、実は今日食糧関係をやろうと思つておつたのです。

○板野勝次君 別にやるのですか。

○委員(梶見義男君) 補正関係で食糧の当局が来なかつたものですが、別の場合にやりたいと思つていますが、今おつしやつたようなこと、或いは附加えてですね。

○板野勝次君 それは今日でなくてもいいのです。

○委員(梶見義男君) 附加えて御注文のあることをお述べ願つて置きますと、資料を専門員の方から照会をして

取寄せて置きますから……。

○板野勝次君 昨日大蔵大臣が本会議で、この一般会計から食糧の特別会計に百七十億繰入れる。併しこれはこの赤字があるから、いやなくて、食糧の芋を腐らしたり、いろ／＼なことで九十億ぐらい赤字が出てくるから、この赤字は全部消費者にぶちかかして、もう赤字はなくなつて、その損失というものはないのである……。

○国務大臣(森幸太郎君) 大蔵大臣が昨日の参議院の本会議で答弁いたしましたので、大体私は沈黙しておつたのでありますが、百二十億円の赤字でありまして、これは百七十という数は、あれは今年の米を輸入するためでありまして、百二十億円の赤字と申しますのは、丁度百二十億というものが食糧公団へものを売りました、食糧公団から特別会計に戻さなければならぬ金なんです。ところが会計年度末に残つておりましたのが、約六十億円残つておつたのであります。それから去年は米の超過供出が非常によろしかつたので、これが二十億四角程予算よりは余計超過供出の奨励金を拂つたわけですから、それから芋の切干が一五%の予定をいたしておりましたのが、確か一四三%とか何とか、一四三%だと思つていますが、これも、過供出があつたのであります。これが約四十億、米の超過供出の奨励金の予算超過が二十億、これで六十億、これが百二十億が赤字がある、

○国務大臣(森幸太郎君) 大蔵大臣が昨日の参議院の本会議で答弁いたしましたので、大体私は沈黙しておつたのでありますが、百二十億円の赤字でありまして、これは百七十という数は、あれは今年の米を輸入するためでありまして、百二十億円の赤字と申しますのは、丁度百二十億というものが食糧公団へものを売りました、食糧公団から特別会計に戻さなければならぬ金なんです。ところが会計年度末に残つておりましたのが、約六十億円残つておつたのであります。それから去年は米の超過供出が非常によろしかつたので、これが二十億四角程予算よりは余計超過供出の奨励金を拂つたわけですから、それから芋の切干が一五%の予定をいたしておりましたのが、確か一四三%とか何とか、一四三%だと思つていますが、これも、過供出があつたのであります。これが約四十億、米の超過供出の奨励金の予算超過が二十億、これで六十億、これが百二十億が赤字がある、

○国務大臣(森幸太郎君) 大蔵大臣が昨日の参議院の本会議で答弁いたしましたので、大体私は沈黙しておつたのでありますが、百二十億円の赤字でありまして、これは百七十という数は、あれは今年の米を輸入のためでありまして、百二十億円の赤字と申しますのは、丁度百二十億というものが食糧公団へものを売りました、食糧公団から特別会計に戻さなければならぬ金なんです。ところが会計年度末に残つておりましたのが、約六十億円残つておつたのであります。それから去年は米の超過供出が非常によろしかつたので、これが二十億四角程予算よりは余計超過供出の奨励金を拂つたわけですから、それから芋の切干が一五%の予定をいたしておりましたのが、確か一四三%とか何とか、一四三%だと思つていますが、これも、過供出があつたのであります。これが約四十億、米の超過供出の奨励金の予算超過が二十億、これで六十億、これが百二十億が赤字がある、

○委員(梶見義男君) 附加えて御注文のあることをお述べ願つて置きますと、資料を専門員の方から照会をして

こういうことになつておつたのであります。これはこの間の百七十億の金とは全然性質が違ふのでありまして、この食糧公団から取戻すのが六十億あります。それが、それは漸次年度が変ると共に償還されて来る、戻つて来る。これは会計のズレでありますから、これはこつちに戻つて来るのであります。それから二十億と切干四十億とこの六十億は、食糧の配給の上において、これが消費者から取り戻す金でカバーいたしまして、幾分補うわけでありまして、これは現在品物をがっちり持つておるものであります。この芋の切干にしましても……。ですから薪炭特別会計のようになつて、つまり赤字になつたというふうなものでなく、その品物は現に持つておるわけでありまして、超過供出の奨励金二十億といふものは、一般の米の価格に計算いたしまして、これは帰つて来る。こういうことになつておるの、大蔵大臣といふことは、この赤字はないのだ、こういうお答えをしたわけでありまして、こう思つておられます。

○板野勝次君 そうするとこれは、大蔵大臣が言つておる方が違つておるというわけですか。大蔵大臣が余り知らんのに出過ぎて喋つたということに解決すればよいわけですか。

○国務大臣(森幸太郎君) 大体同じこととあります。大体六十億といふものは今の会計年度が変りますと、これはプラスになつてずれて持つて来るのであります。それから二十億といふやつは一般の米の消費者価格の方に來る。それから後の四十億といふものが、逆に赤字として残つておるのであります。が、これは一般会計がこれを先の年度

○板野勝次君 大蔵大臣は九十億芋を腐らしたりいろ／＼したために赤字が出た。それは消費者にぶちかかしてもう解消した、こう言つておるのですから、どういふ操作で解消したのか、こゝう思つた。ところが農林大臣の説明で、四十億の赤字があつたといふのですが、その四十億の赤字は一体何で赤字が出たのかといふことです。

○国務大臣(森幸太郎君) それは今申しました芋の切干の超過供出の増加であります。大蔵大臣は腐つて赤字が出た、それは確か五%ぐらいだと思つた。赤字といふのは、腐つたのは、去年は配給辞退もなかつたのであります。が、確か腐敗したのは事実であります。価格の面から申しますと、五%程度のものであつたと承知いたしております。

○羽生三七君 各委員からお尋ねしたいことが沢山あると思つていますが、どうも衆議院の方の本会議、各委員会、又参議院の方も同様であります。どうも落着いてこの農業問題と真剣に取組むという時間が非常に少いように思つて、ですからこういう立て込んだ時でない時に一度委員長からお計らい願つて、ゆつくり時間を取つて頂いて討議して頂きたいと思つております。

○委員(梶見義男君) 委員長もそういうふうに思つておられますが、特に例えば補正会議を前にして緊急に質したいことが、いろ／＼の問題があるだらうと思つたのですが、実はその方が出ないのですから……。

○石川準吉君 先程岡田委員から我が国の農業状態について発言がありましたが、私も全く同感でありまして、特に北海道のようないわゆる單作地帯におきましては、すでに恐慌の第一歩に入つておると思つた。大蔵大臣に御承知のことと思つた。現在我が国において、食糧事情からいたしまして、巨額の食糧を輸入することは、私も止むを得ないと思つた。併しなから農業政策をこのまま現状のままにしておきます以上は、永久にそのよう食糧を輸入しなければならぬ事態が続くと思つた。けれども日本の本當の再建といふものは、やはり自分の国でできるだけの食糧は自給しなければならぬ、そうしなければ、本當の意味の独立国家としての資格がないと思つたのであります。かような意味合いからいたしまして、先程大臣も申されましたように、我が最近の国家政策が、いづゆる輸出貿易振興というふうな、一方的に非常に強力に進んだために、基本的な農業政策が疎かにされておるという点につきましては、誠に残念に思つておるものであります。併しながらこれは幾ら言つたとしても、併しながらとてあります。特に大臣に一つ伺ひたいのは、農村の建設というものが今非常に急を要する、殊に單作地帯におきましては焦眉のこととてあります。例えば土地改良のよう具体的な施策を本當に大きくやるならば、我が国の食糧は一割増産可能であるといふことが言われているのであります。かような意味合からいたしまして、我が国の農業政策を進めるため

○板野勝次君 大蔵大臣は九十億芋を腐らしたりいろ／＼したために赤字が出た。それは消費者にぶちかかしてもう解消した、こう言つておるのですから、どういふ操作で解消したのか、こゝう思つた。ところが農林大臣の説明で、四十億の赤字があつたといふのですが、その四十億の赤字は一体何で赤字が出たのかといふことです。

○国務大臣(森幸太郎君) それは今申しました芋の切干の超過供出の増加であります。大蔵大臣は腐つて赤字が出た、それは確か五%ぐらいだと思つた。赤字といふのは、腐つたのは、去年は配給辞退もなかつたのであります。が、確か腐敗したのは事実であります。価格の面から申しますと、五%程度のものであつたと承知いたしております。

○羽生三七君 各委員からお尋ねしたいことが沢山あると思つていますが、どうも衆議院の方の本会議、各委員会、又参議院の方も同様であります。どうも落着いてこの農業問題と真剣に取組むという時間が非常に少いように思つて、ですからこういう立て込んだ時でない時に一度委員長からお計らい願つて、ゆつくり時間を取つて頂いて討議して頂きたいと思つております。

○委員(梶見義男君) 委員長もそういうふうに思つておられますが、特に例えば補正会議を前にして緊急に質したいことが、いろ／＼の問題があるだらうと思つたのですが、実はその方が出ないのですから……。

○石川準吉君 先程岡田委員から我が国の農業状態について発言がありましたが、私も全く同感でありまして、特に北海道のようないわゆる單作地帯におきましては、すでに恐慌の第一歩に入つておると思つた。大蔵大臣に御承知のことと思つた。現在我が国において、食糧事情からいたしまして、巨額の食糧を輸入することは、私も止むを得ないと思つた。併しなから農業政策をこのまま現状のままにしておきます以上は、永久にそのよう食糧を輸入しなければならぬ事態が続くと思つた。けれども日本の本當の再建といふものは、やはり自分の国でできるだけの食糧は自給しなければならぬ、そうしなければ、本當の意味の独立国家としての資格がないと思つたのであります。かような意味合いからいたしまして、先程大臣も申されましたように、我が最近の国家政策が、いづゆる輸出貿易振興というふうな、一方的に非常に強力に進んだために、基本的な農業政策が疎かにされておるという点につきましては、誠に残念に思つておるものであります。併しながらこれは幾ら言つたとしても、併しながらとてあります。特に大臣に一つ伺ひたいのは、農村の建設というものが今非常に急を要する、殊に單作地帯におきましては焦眉のこととてあります。例えば土地改良のよう具体的な施策を本當に大きくやるならば、我が国の食糧は一割増産可能であるといふことが言われているのであります。かような意味合からいたしまして、我が国の農業政策を進めるため

○委員(梶見義男君) 委員長もそういうふうに思つておられますが、特に例えば補正会議を前にして緊急に質したいことが、いろ／＼の問題があるだらうと思つたのですが、実はその方が出ないのですから……。

に、予算面上において具体的な農業政策を推進するような予算を計上するようなことにつきまして、どうお考えになつていらつしやるか、その点をお聞きしたい。

○国務大臣(森幸太郎君) 予算の編成の上におきましては、先ず農業政策として考えられますのは、土地改良、治山治水等でありまして、治山治水は殊に今日日本の国土といたしまして必要でありますので、これに重点を置くことは勿論であります。土地改良につきましても、相当の計画を以て補正予算に臨んだのでありますが、先程もちよつと申しました通り、御承知の非常な災害がありまして、而も耕地の災害に對しましては、今まで助成が得得なかつたのでありますが、あの補正予算におきましては、五百二十万円を耕地の回復に予定いたしましたので、そちらの方にこの災害に対する経費を持つて行くこととしたいたしましたために、土地改良に對する経費が当初の計画より、幾らかそちらの方面に廻つた関係で減額されたやうな情勢であります。土地改良といふものは遅れて行くわけでありま

すので、先程申しました長期資金を融通する政策を取つて行くということが妥当であると考えまして、これは相当額の長期に亘つてやる計画を持つて皆さんの御協賛を得たい。かように考えた次第であります。

○委員(橋見義男君) 農林省におきましても、この單作地帯対策の特別委員会を専門的に設けて、そして單作地がどうしても永遠單作地としてあるべきかということ調査する。土

地改良によつてこれが單作地ならざるやうになれば最も有利である。然らざる場合において、又氣候等の關係によりまして、寒冷地帯に對しまして今日までやつておることは、誠に微々たるものであります。この地方に對しましては、將來他に何か適當な政策を持つて救済の途を立てて行くということに方針を向けて行かなければならぬ。かように考えておるわけでありま

○門田定藏君 食糧問題についてお尋ねしたいのですが、実は大臣の時間がないのでして、今日この家畜伝染病予防法の改正に當つて是非大臣にお伺いしたい。この家畜の不時の、病外でなくて、不時の災害によつて鳥取県辺りでも本年は六割以上の不慮の、病氣でない、斃れた牛馬、これを何とか地方で処理する方法を講ぜられたいといふことを、今、藤野委員の質問に對して、農林省としては考えていない。これは甚だ私は遺憾に思う。我々農民としては、平素牛肉あたりを月に一回購入することができない。こうい

う、病氣でなく斃れたものを、地方においてこれを処理させるといふと、その地方で相當な肉類の利用ができる。これを一つ農林省で考えて、伝染病などでは非正規な手続きを経なければならぬものは止むを得ないけれども、不組な災害で或いは脚を折つたとか、そのために牛に利用することができない。そういうものを地方で処分し、地方でその肉を配給するということになれば、地方の農民は安い肉が利用できる。このことが設けられていないといふことは、農村に對して有畜農業を奨励する大きな私は落度であると思ふのです。すべて牛に限らず、豚とか、

兎とか、その他のものは農業協同組合等において処理する方法が設けられてゐるのに、病氣でない、何ら不衛生な處理がないものも、それに加えて農村で処理する方法を是非農林省で一つ心配して貰いたい。現に我々のところでは、今回隊あたりを屠殺して、その肉を処理するやうな方法もできてゐる。それと同時にそういう伝染の慮のない斃れた牛馬については地方で処理するところの方法を是非このたび設けて貰いたい。これは地方の要望であります。これは農林委員一同が要望する。今度の法律の改正と同時に是非御心配をお願いしたい。大臣はこれについてどうお考えになるでしょうか。

○国務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。この屠殺の牛馬等が特に方法を考へて処理を別にされてゐることは、従来伝染病の關係から厚生省扱いになつてゐると思ふのであります。今お話の健全な豚は農家で屠殺してもいいわけなんです。ところが、そう牛や馬をどん／＼自分らが食うからというて殺すわけに行きますまいけれども、そういう伝染病にあらざるものに對しての処理は、今後この有畜農業の奨励の上におきましても必要だと考へるのであります。これは先程申しました乳の検査、肉の検査を厚生省がやるということとは甚だ不合理なものであります。肥育をやつたその肉の具合がどうなるか分らなければならぬのに、それが衛生關係でやつてしまふというやうな、誠に不合理なことがあるのであります。これはここ数年前から参議院の委員会にも問題にされて、政府部内においても、この厚生省と農林省の間に何だか對立してゐるやうな形になつてゐるのであります。時代は變つて参ります。十分政府といたしましては、ここに統制をつけることを考へたいといふと存じます。又今お話のやうな場合が相當あるのであります。この問題につきましても鶏や兎のやうな立場から考えれば、当然農村でこれを処理していいのではないか、かように考えますから、十分御趣旨に副うように行きたい、かように考えます。

○委員(橋見義男君) 農林大臣に對する質疑は又別の機会にして下さい。それでは又畜産の方へ戻りたいと思ひますから……。それから文部委員会では法案を上げるので十五分ばかり速記を貸して呉れたいこととありますから、その間速記を中止することを御了承願ひます。

午後三時七分速記中止

午後四時一分速記開始

○委員(橋見義男君) 速記を始め。家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題にいたしました。大体この法律案につきましては、先日来質疑を續けて來まして、概ね終了したやうに思ひますので、この法律案を議題にして、これから討論、採決に入りたいと思ひます。

○藤野繁雄君 家畜伝染病予防法第二十四條の第一項によつて交付します手当金は、今四九万円に増額されるのであります。これはまだ足りないのではありません。でありますから九万円を時価に改めまして、手当金を増額し、畜産の奨励に努められるやうにお願いしたいのであります。

次は仮屠場を市町村又は農協等で經營することができるよう、關係省と御協議の上速やかに実現を期せられたのであります。

次は牛馬の原皮の値段が規格製品の値段において余りにも安過ぎるのでありますから、少くとも現在の二倍以上に引上げるやうに努められたのであります。以上の希望を以て原案に賛成いたします。

○門田定藏君 藤野委員の意見に賛成します。

○板野勝次君 私この本案には賛成なんです。今公団とか、或いは開拓關係などいろいろな方面でも、資金の不正使用という問題があるので、この場合に手当金については十分その使途については慎重にやつて頂きたい。こういうことを希望して賛成いたします。

○委員(橋見義男君) 外に御意見もないやうでありますから、この法律案を議題にいたしまして、これから採決に入ります。衆議院送付の政府提案、原案通り御賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

○委員(橋見義男君) 総員起立でありますから全会一致を以て本案は原案通り可決することに決定いたしました。尚例によりまして多数意見者の署名をお願いいたしますと同時に、本會議の委員長報告は委員長にお委せを頂きたいと思ひます。

○委員(橋見義男君) それでは本日はこれには散会いたします。

午後四時五分散会

出席者は左の通り。

委員長 橋見 義男君

一、食糧事務所職員の整理反対に關

東經百三十度以東幾殆底曳網魚

紹介議員 木下 辰雄君

今般の定員法実施に伴い、農林省食糧事務所においても、人員整理が行われ

の災害を被つたところがあるから、今後はこれが予防の見地から適切な処置

を講ぜられたいとの請願。

第四百二十二号 昭和二十四年十一月七日受理
鹿兒島県の耕地整理費国庫補助に關する請願

請願者 鹿兒島市役所内 鹿兒島市町村議會議長 岩切重秀

紹介議員 島津 忠彦君

鹿兒島県の土壌は火山灰、火山岩が主で、豪風雨に対しては極めて弱く、台風の特度受ける災害も大きいからその土質の特殊性を考慮して、恒久的の工事による耕地整理ができるよう国庫補助をせられたいとの請願。

第四百二十三号 昭和二十四年十一月七日受理

鹿兒島県北薩一帯を國營開拓地区に指定の請願

請願者 鹿兒島市役所内 鹿兒島市町村議會議長 岩切重秀

紹介議員 島津 忠彦君

鹿兒島県北薩一帯の約三千町歩は、開墾に最適地であり、現在町村単位で少数者が入植しているが、これを本格的に開墾するために同地一帯を國營開拓地区に指定せられたいとの請願。

第四百二十四号 昭和二十四年十一月七日受理

出水干拓事業促進に關する請願

請願者 鹿兒島市役所内 鹿兒島市町村議會議長 岩切重秀

紹介議員 島津 忠彦君

鹿兒島県における出水干拓事業は、昭和二十二年より國營として着手され

たのであるが、本事業に対する昭和二十二年より同二十四年度に至る三箇年間の国庫支出額は、全工費のわずか三七パーセントに過ぎない状態である。しかしてこの工事は東西二地区に各々単独工事が行われる利点があり、さらにこの地は水路の便は極めて良好であるので、一地区の完成により直ちに食糧の増産が可能であるから、本事業を強力に推進せられたいとの請願。

第四百四十七号 昭和二十四年十一月八日受理

福島県相馬郡内干拓地排水施設費国庫補助に關する請願

請願者 福島県相馬郡大野村長 横山宗延外八名

紹介議員 鈴木 直人君

福島県相馬郡内干拓地は、総面積約六百四十町歩、耕作農家五百戸、年々約七千八百石の米を生産しているが、排水施設の不備および海潮の干満の差が少なくため、排水施設に要する電力消費の経費は反平均平均五百円を要し、改修費その他を合算すればばく大な額に上るため、耕作農家の経済は窮乏を加え、離農しようとする者さえ出ているから、耕作農民の生活維持と食糧増産の見地より、当干拓地の排水施設費を国庫より補助せられたいとの請願。

第四百五十七号 昭和二十四年十一月九日受理

災害耕地復旧事業費国庫補助復活に關する請願

請願者 長崎県議會議長 岡本 直行

紹介議員 藤野 繁雄君

風水害その他によつて災害を受けた耕地の復旧事業については、個々の零細

農家の努力をもつてしては、到底急速な復旧は不可能である。しかるに政府においては、昭和二十四年度から埋没または流失耕地の復旧に対する国庫補助金を廃止せられたが、現在のわが国の農家は全く國家の委託經營の實質を有している。従つて耕地の公共性が充分に認められるべきものであるから、昭和二十三年以降の災害耕地復旧費国庫補助を復活せられたいとの請願。

第四百五十八号 昭和二十四年十一月九日受理

米の供出補正割當に關する請願

請願者 長崎県議會議長 岡本 直行

紹介議員 藤野 繁雄君

長崎県の稲作は、植付時期における順調な天候と適度な水量に恵まれ、大体において適期に植付を完了し、植付面積も生産計画を確保できるものと予想されていたが、植付後は天候に恵まれず、さらに病虫害、風水害により当初計画した收穫量の確保は到底不可能と見込まれるから、すみやかに実地検分の上、実情に即した適正な補正供出割當を実施せられたいとの請願。

第四百五十九号 昭和二十四年十一月九日受理

農業共済団体事業費全額国庫補助に關する請願

請願者 長崎県議會議長 岡本 直行

紹介議員 藤野 繁雄君

最近における農村経済の悪化と、心算する災害により、農業共済事業はますますその重要性を加えつつあるが、共済組合運営費が少額のため、諸事業の健全なる発展が期待できない現況であ

る。しかも共済組合運営費の大部分が農民に賦課されているので、長崎県のような全国有数の災害県では、零細農家、転落農家が大多数を占めているのでその生活に重大な脅威となつていから、農業共済補償制度が真にその機能を發揮できるよう農業共済団体事業費の全額国庫負担の方途を講ぜられたいとの請願。

第四百六十号 昭和二十四年十一月九日受理

土地改良および災害耕地復旧事業費国庫補助復活に關する請願

請願者 長崎県議會議長 岡本 直行

紹介議員 藤野 繁雄君

均衡予算の実施に伴う土地改良、災害復旧事業費の国庫補助打ち切りは、食糧増産ならびに農業経営合理化の必須條件である土地改良に重大なる支障を生じつつあるから、長崎県における地勢の特異性を考慮されて（一）昭和二十三年以降の災害耕地復旧費の国庫補助復活、（二）農道の整備拡充のために必要予算処置、（三）土地改良事業の施行に当り所要経費の高率補助と受益面積の制限撤廃、等の処置を講ぜられたいとの請願。

第四百六十一号 昭和二十四年十一月九日受理

供出さつたものの全量政府買上げ等に關する請願

請願者 長崎県議會議長 岡本 直行

紹介議員 藤野 繁雄君

最近さつたものの統制撤廃問題に關連して、本年度産さつたものの超過供出についてはその一部を買い入れる由が

報道されているが、本年度産さつたものの事前割當の際において、供出割當はもれ論超過供出についてもその全量を無制限に買入れることを言明せられたので、農民もこれを信じて増産したのであるから、万一かかる処置が採られるときははなはだしい背信行為となり、食糧生産に重大な影響を與えるばかりでなく、農家経済に及ぼすところも大きいから、供出さつたものの全量を買上げられたいとの請願。

第四百六十二号 昭和二十四年十一月九日受理

主食供出に關し公約履行の請願

請願者 長崎県議會議長 岡本 直行

紹介議員 藤野 繁雄君

主食の供出割當に關しては、その事前割當の当初から買入れならびに価格上の報奨処置が決定されていたのであるが、最近当初の公約を無視して供出に制限を加え、または特定の條件を附せられる傾向がある。これでは農民の増産意欲を喪失せしめ、食糧の自給体制の確立にいちじるしい悪影響を與えることになるから、供出割當等の問題に關する当初の公約を履行させるため、特別の処置を講ぜられたいとの請願。

第四百六十四号 昭和二十四年十一月九日受理

主食作物の病虫害防除費の国庫補助に關する請願

請願者 長崎県豊後郡那賀村湯 岳興四九五 豊後郡 農業協同組合連絡協議 会内 市山直衛外十一 名

紹介議員 藤野 繁雄君

昭和二十四年十二月六日印刷

昭年二十四年十二月七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁